

目 次

第1号 (5月2日)

告 示	1
応招議員・不応招議員	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	4
仮議席の指定・議長の選挙	4
議席の指定・会期の決定・会議録署名議員の指名・副議長の選挙	5
議席の一部変更・常任委員の選任	6
議会運営委員の選任・川南、都農衛生組合議員の選挙	7
西都児湯環境整備事務組合議員の選挙・宮崎県東児湯消防組合議員の選挙	8
川南町農業委員会委員の推薦について・特別委員会設置及び委員の選任	9
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第27号～第29号)	11
議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決(議案第30号～第31号)	12
議案上程・提案理由説明・採決(議案第32号)	17
閉 会	19

川南町告示第54号

平成23年第4回(5月)川南町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年4月27日

川南町長 日高 昭彦

- 1 期日 平成23年5月2日
2 場所 川南町議会議事堂

○ 応招議員(13名)

1番	中津克司君	2番	河野幸夫君
3番	濱本義則君	4番	川上昇君
5番	林光政君	6番	川越忠明君
7番	内藤逸子君	8番	児玉助壽君
9番	米山知子君	10番	税田榮君
11番	徳弘美津子君	12番	竹本修君
13番	山下壽君		

○ 不応招議員(なし)

平成23年第4回(5月)川南町議会臨時会会議録

平成23年5月2日 (月曜日)

本日の会議に付した事件

平成23年5月2日 午前9時00分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 1 議席の指定
- 追加日程第 2 会期の決定
- 追加日程第 3 会議録署名議員の指名
- 追加日程第 4 副議長選挙
- 追加日程第 5 議席の一部変更
- 追加日程第 6 常任委員の選任
- 追加日程第 7 議会運営委員の選任
- 追加日程第 8 川南、都農衛生組合議員選挙
- 追加日程第 9 西都児湯環境整備事務組合議員選挙
- 追加日程第 10 宮崎県東児湯消防組合議員選挙
- 追加日程第 11 川南町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第 12 特別委員会の設置及び委員の選任
- 追加日程第 13 議案第27号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町国民健康保険条例の一部改正)
- 追加日程第 14 議案第28号 専決処分の承認を求めるについて
(川南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 追加日程第 15 議案第29号 専決処分の承認を求めるについて
(平成22年度川南町一般会計補正予算(第12号))
- 追加日程第 16 議案第30号 専決処分の承認を求めるについて
(平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第4号))
- 追加日程第 17 議案第31号 専決処分の承認を求めるについて
(平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号))
- 追加日程第 18 議案第32号 監査委員の選任について
- 追加日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津克司君	2番 河野幸夫君
3番 濱本義則君	4番 川上昇君
5番 林光政君	6番 川越忠明君
7番 内藤逸子君	8番 児玉助壽君
9番 米山知子君	10番 税田榮君
11番 徳弘美津子君	12番 竹本修君
13番 山下壽君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 永友 尚登 君 書記 島岡 武 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高昭彦君	副町長	
教育長	佐藤賢一郎君	会計管理者・ 会計課長	篠原浩君
総務課長	吉田一二六君	総合政策課長	諸橋司君
農林水産課長	押川義光君	農村整備課長	横尾剛君
建設課長	村井俊文君	上下水道課長	新倉好雄君
農業委員会 事務局長	杉尾英敏君	教育総務課長	吉田喜久吉君
生涯学習課長	橋本正夫君	税務課長	永友好典君
町民課長	黒木秀一君	環境対策課長	三角博志君
健康福祉課長	佐藤弘君	代表監査委員	三角巖君

午前9時00分開会

○議会事務局長(永友 尚登君) おはようございます。議会事務局長の永友です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、【林 光政】議員が年長の議員でありますのでご紹介申し上げます。

○臨時議長(林 光政君) ただ今紹介されました【林 光政】であります。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

ただ今の出席議員は、13名であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成23年第4回川南町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。しばらく休憩します。全員議員控室に移動願います。

午前9時02分休憩

午前9時15分再開

○臨時議長(林 光政君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第 1 「仮議席の指定」

を行います。仮議席は、ただ今着席の議席とします。

日程第 2 「議長の選挙」

を行います。選挙は投票により行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、【中津 克司】君及び【河野 幸夫】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。これから開票を行います。【中津 克司】君、及び【河野 幸夫】君、開票の立会いをお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数13票、うち有効投票13票、無効投票0票であります。有効投票のうち、【山下 壽君】8票、【濱本 義則君】4票、【河野 幸夫君】1票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。したがって、【山下 壽君】が、議長に当選されました。議場の出入り口を開きます。

ただ今当選されました【山下 壽君】が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

議長に当選されました【山下 壽君】をご紹介します。ここで、ごあいさつをお願いしたいと思います。

○議員(山下 壽君) ただいま皆様方の選挙によりまして、大変この重要な時に議長という重責を拝命を受けました。大変ありがとうございます。そう言いながらも、重責に対して緊張で一杯でございます。どうか議員の皆様方のご協力を得て、2年間の任期を務めたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○臨時議長(林 光政君) 以上で、臨時議長の職務は全部終了しました。ここで新議長と交代します。ご協力ありがとうございました。

【山下 壽】議長、議長席にお着き願います。しばらく休憩します。

午前9時26分休憩

午前9時28分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

議事日程についてお諮りします。本件につきましては、お手元にお配りしてあるとおり、別紙追加議事日程第1号の追加1を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

意義なしと認めます。したがって、追加日程第1から追加日程第19までを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程 第1 「議席の指定」

を行います。議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。議員諸君の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(永友 尚登君) それでは、議員の皆さんの議席を朗読させていただきます。1番、中津克司議員、2番、河野幸夫議員、3番、濱本義則議員、4番、川上昇議員、5番、竹本修議員、6番、川越忠明議員、7番、内藤逸子議員、8番、児玉助壽議員、9番、米山知子議員、10番、税田榮議員、11番、徳弘美津子議員、12番、林光政議員、13番、山下壽議員、以上であります。

○議長(山下 壽君) ただいま事務局長が朗読したとおり、議席を指定します。

追加日程第 2 「会期の決定」

を議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

追加日程第 3 「会議録署名議員の指名」

を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、【中津 克司】君及び【河野 幸夫】君を指名します。

追加日程第 4 「副議長の選挙」

を行います。選挙は投票により行います。議場の出入りを閉めます。

ただ今の出席議員は、13名です。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【濱本 義則】君及び【川上 昇】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

これより投票を行います。順次投票願います。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【濱本 義則】君及び【川上 昇】君、開票の立会をお願いします。

選挙の結果を報告します。投票総数13票、うち、有効投票10票、無効投票3票、有効投票のうち、【竹本 修君】10票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。したがって、【竹本 修君】が、副議長に当選されました。議場の出入りを開きます。

ただいま当選されました【竹本 修君】が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。副議長に当選された【竹本 修君】をご紹介します。ここでごあいさつをお願いしたいと思います。

○議員(竹本 修君) 皆さんの多くの同意を得まして選任いただきまして、本当にありがとうございます。副議長という責につきましては、特別委員会等も多くの設置を見ておりますが、これらの諸問題が数多くあります。それらに向かって、町の発展と言いますか、そういった形につきましての努力をしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

追加日程第 5 「議席の一部変更」

を行います。副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。【林 光政君】の議席を5番に、【竹本 修君】の議席を12番にそれぞれ変更します。変更した議席に着席願います。しばらく休憩します。

午前9時41分休憩

午後1時00分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。

追加日程第 6 「常任委員の選任」

を行います。お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、総務常任委員に【中津 克司】君、【河野 幸夫】君、【濱本 義則】君、【徳弘 美津子】君、【山下 壽】君を、文教厚生常任委員に【川越 忠明】君、【内藤 逸子】君、【税田 榮】君、【竹本 修】君を、産業建設常任委員に【川上 昇】君、【林 光政】君、【児玉 助壽】君、【米山 知子】君をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方々をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。しばらく休憩します。

会議を再開します。ただ今各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

総務常任委員長に【濱本 義則】君、同副委員長に【徳弘 美津子】君。文教厚生常任委員長に【内藤 逸子】君、同副委員長に【税田 榮】君。産業建設常任委員長に【児玉 助壽】君、同副委員長に【米山 知子】君。以上の方々が、それぞれ互選されました。

追加日程第 7 「議会運営委員の選任」

を行います。お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、【濱本 義則】君、【内藤 逸子】君、【児玉 助壽】君、【米山 知子】君をそれぞれ指名いたします。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。しばらく休憩します。

会議を再開します。ただいま議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。

議会運営委員長に【児玉 助壽】君、同副委員長に【内藤 逸子】君が互選されました。

追加日程第 8 「川南、都農衛生組合議員の選挙」

を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

川南、都農衛生組合議員に、【濱本 義則】君、【内藤 逸子】君、【児玉助壽】君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、【濱本 義則】君、【内藤 逸子】君、【児玉 助壽】君を川南、都農衛生組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、【濱本 義則】君、【内藤 逸子】君、【児玉助壽】君が川南、都農衛生組合議員に当選されました。

ただいま、川南、都農衛生組合議員に当選されました、【濱本 義則】君、【内藤 逸子】君、【児玉 助壽】君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

追加日程第9「西都児湯環境整備事務組合議員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

西都児湯環境整備事務組合議員に、【内藤 逸子】君、【山下 壽】君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、【内藤 逸子】君、【山下 壽】君を西都児湯環境整備事務組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、【内藤 逸子】君、【山下 壽】君が西都児湯環境整備事務組合議員に当選されました。

ただいま、「西都児湯環境整備事務組合議員」に当選されました、【内藤 逸子】君、【山下 壽】君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

追加日程第10「宮崎県東児湯消防組合議員の選挙」を行います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

宮崎県東児湯消防組合議員に、【濱本 義則】君、【山下 壽】君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、【濱本 義則】君、【山下 壽】君を宮崎県東児湯消防組合議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、【濱本 義則】君、【山下 壽】君が、宮崎県東児湯消防組合議員に当選されました。

ただいま、「宮崎県東児湯消防組合議員」に当選されました、【濱本 義則】君、【山下 壽】君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。承諾されたものと認めます。

追加日程第11 「川南町農業委員会委員の推薦について」

を議題といたします。議会推薦の農業委員は、農業委員会等に関する法律第12条第2号により、学識経験を有する者、4人以内と規定されております。本町においては、川南町農業委員会の委員の定数条例第2条第2項の規定により、2人を推薦していますが、今回、町長から2名の方より、辞職したい旨の届出を受けたので、後任の推薦依頼の文書が届いております。

お諮りします。議会推薦の農業委員については、議長において、指名推薦としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長によって、指名することに決定しました。

お諮りします。議会推薦の農業委員は、2人として、【長友 順子】君、【米山 知子】君を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員は、【長友 順子】君、【米山 知子】君、以上の方を推薦することに決定しました。

追加日程第12 「特別委員会の設置及び委員の選任」

を行います。以前から設置しております議長を除く全議員で構成する「行財政改革調査」についての特別委員会を引き続き設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長を除く全議員を委員とする「行財政改革調査特別委員会」を設置することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。しばらく休憩します。

会議を再開します。ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。「行財政改革調査」に関する特別委員会の委員長に【竹本 修】君、同副委員長に【濱本 義則】君が互選されました。

同じく、以前から設置されております議長を除く全議員で構成する「川南町有機堆肥センター調査」についての特別委員会を引き続き設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長を除く全議員を委員とする「川南町有機堆肥センター調査特別委員会」を設置することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。しばらく休憩します。

会議を再開します。ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。「川南町有機堆肥センター調査」に関する特別委員会の委員長に【竹本 修】君、同副委員長に【児玉 助壽】君が互選されました。

同じく、以前から設置されております議長を除く全議員で構成する「口蹄疫対策調査」についての特別委員会を引き続き設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長を除く全議員を委員とする「口蹄疫対策調査特別委員会」を設置することと決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。しばらく休憩します。

会議を再開します。ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。「口蹄疫対策調査」に関する特別委員会の委員長に【竹本修】君、同副委員長に【児玉 助壽】君が互選されました。

同じく、以前から設置されております議長を除く全議員で構成する「川南町国営尾鈴土地改良事業調査」についての特別委員会を引き続き設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長を除く全議員を委員とする「川南町国営尾鈴土地改良事業調査特別委員会」を設置することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。しばらく休憩します。

会議を再開します。ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。「川南町国営尾鈴土地改良事業調査特別委員会」に関する特別委員会の委員長に【竹本 修】君、同副委員長に【児玉 助壽】君が互選されました。

同じく、以前から設置されております議長を除く全議員で構成する「議会改革調査」についての特別委員会を引き続き設置したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異事なしと認めます。したがって、議長を除く全議員を委員とする「議会改革調査特別委員会」を設置することに決定しました。

特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。しばらく休憩します。

会議を再開します。ただいま、特別委員会において、委員長及び副委員長の互選をしていただきましたので、その結果を報告します。「議会改革調査」に関する特別委員会の委員長に【竹本 修】君、同副委員長に【濱本 義則】君が互選されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時16分休憩

午後1時26分再開

○議長(山下 壽君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

○町長(日高 昭彦君) 議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

このたびの町長選挙におきまして、皆様方の温かいご支援をいただきましたことに対しまして、厚くお礼申し上げます。当選された議員の皆様、本日、議会の構成等もめでたくできましたようでございますので、改めてお喜び申し上げたいと思います。

皆さん既にご承知のとおり、川南町はもとより、日本全体がかつて経験したことがないような危機に直面しております。今さらながら、できない理由を探すより、できることから始めるという決意を新たにしているところでございます。

町政施行以来、58年という長きにわたり、先輩たちが築き上げてこられました、本町議会の品格ある伝統と歴史を大事に受け継ぎながら、新しい風を吹き込めたらと思っております。議会運営、行政運営のプロであります皆様方の中におりまして、あえて民間人の感覚を忘れないために、努めてシンプルに、そしてわかりやすい言葉を使わせていただき、町民の方々に身近に感じてもらえるような、開かれた議会、開かれた行政を目指したいと考えております。

議会と執行部の関係は、日頃より車の両輪に例えられますように、離れ過ぎず、また、くっつき過ぎず、同じ方向を向かっていけるような緊張感のあるパートナーシップが何より大事だと思っております。日本人独特の文化であります、事前打ち合わせ、いわゆる根回しとかいうものを否定するつもりはございませんが、議会ですので、お互いが堂々と真剣に、そして徹底的に議論していただき、より活力ある議会をつくり上げていただけたらと考えております。13名の議員の方々がおられれば、13通りの考え方があるのが当たり前であり、違いを認め合い、学び合い、対立や不満のエネルギーを、新しいまちづくり、チーム川南づくりのエネルギーに切り替えていただけたら幸いと考えております。

私が未熟である点と併せまして、困難な問題が山積している現状でありますけど、しっかり前を向いて、憶することなく、ひるむことなく、一步一步日々精進する覚悟でございまして、これからどうぞ、ご指導いただきますようお願い申し上げます、私のあいさつとかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(山下 壽君) これで町長のあいさつを終わります。

追加日程第13 議案第27号 「専決処分の承認を求めるについて」(川南町国民健康保険条例の一部改正)

追加日程第14 議案第28号 「専決処分の承認を求めるについて」(川南町国民健康保険税条例の一部改正)

追加日程第15 議案第29号 「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町一般会

計補正予算(第12号))

追加日程第16 議案第30号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))

追加日程第17 議案第31号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号))

以上5議案を一括議題とします。朗読は省略します。本5議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第27号から議案第31号は、議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分をいたしました、補正予算、条例の一部改正につきまして、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第27号は、国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。この改正の主なものは、出産育児一時金及び家族出産育児一時金の支給額については、35万円(産科医療補償制度加算の対象となる出産については38万円)とされ、さらに平成23年3月までの間に出産した被保険者またはその被扶養者が出産した被保険者については、これに4万円を加算することとされているところ、平成23年4月以降においても、引き続き39万円(産科医療補償制度加算の対象となる出産については42万円)を支給するものでございます。

次に議案第28号は、地方税法施行令の一部改正する政令が、平成23年3月30日に公布されたことに伴い、関連する川南町国民健康保険税条例の一部改正をいたしましたものでございます。この改正の主なものは、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を1万円、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円、介護納付金の課税限度額を2万円引き上げるものでございます。

次に議案第29号は、地方譲与税、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方交付税など年度末に確定しました歳入があり、平成22年度川南町一般会計予算の補正をいたしましたものでございます。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,559万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億118万1千円とするとともに、繰越明許費の追加を行ったものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、歳入から順を追ってご説明申し上げます。

まず、歳入であります。町税の3,383万円の計上は、固定資産税を253万円減額し、町民税2,983万円、軽自動車税183万円、町たばこ税を470万円それぞれ増額するものでございます。地方譲与税は、1,271万円の計上で、交付額の確定により、地方揮発油譲与税361万2千円、自動車重量譲与税909万8千円増額するものでございます。利子割交付金42万2千円、配当割交付金65万4千円の減額、地方消費税交付金3,703万7千円、自動車取得税交付金945万9千円、地方特別交付金76万1千円の増額は、それぞれ交付額の確定による計上でございます。地方交付税は、特別交付税4,657万8千円を計上しました。分担金及び負担金は、298万6千円の減額で、土地

改良区分担金184万2千円、老人ホーム措置入所者等費用徴収金104万2千円の減額が主なものでございます。国庫支出金は、214万円の減額で、積算基礎の変更による国民年金事務委託金98万4千円、尾鈴畑作営農調査委託金67万2千円の減額が主なものでございます。県支出金は、381万8千円の減額で、主なものは、消費・安全対策交付金2,220万8千円、家畜伝染病予防法委託金746万円などを増額し、保健衛生費補助金265万円、農業振興費関連資金利子補給事業207万9千円、畜産経営体生活支援資金通事業費補助金1,400万円、民生安定漁業用施設整備事業1,051万6千円などを減額するものでございます。寄附金2,024万1千円は、川南町口蹄疫対策支援金配分金1,895万5千円などを計上しました。諸収入は、503万1千円の計上で、宮崎県市町村振興協会市町村交付金301万4千円、重度障がい者(児)高額療養費返還金147万3千円が主なものでございます。

次に歳出について、ご説明申し上げます。総務費から教育費に係る給料、職員手当等、共済費など人件費に関連するものにつきましては、高病原性鳥インフルエンザ及び、口蹄疫対策費の時間外手当減額や執行残によるものでございます。総務費は、2億9,394万7千円の増額で、主なものは、普通交付税の追加交付や口蹄疫対策による特別交付税の増額、及び執行残などにより、財政調整基金に2億82万8千円、町債管理基金に9,271万5千円を積み立てるものでございます。財政調整基金及び、町債管理基金への積み立ては、口蹄疫からの復興で、今後厳しい状況が見込まれることから、その復興の財源として積み立てをさせていただくものでございます。次に、民生費は、8,528万8千円の増額で、事業費の確定等で扶助費などをそれぞれ減額し、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザにより畜産農家等の所得の減少が見込まれ、今後国民健康保険事業特別会計がさらに厳しくなることから、1億円の繰り出しをさせていただくものでございます。衛生費は、908万4千円の減額で、予防接種事業130万円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業218万6千円、女性特有のがん対策推進事業112万4千円などの減額が主なものでございます。農林水産業費は、1億9,664万9千円の減額で、家畜の導入数減により、川南町優良家畜導入事業補助金2,240万円、川南町優良家畜導入利子補給事業補助金896万円は、融資実績が3件と少なかったため、それぞれ減額しました。高病原性鳥インフルエンザ対策費710万円、及び口蹄疫対策費1億2,546万8千円の減額は、防疫作業や資材等の消耗品等が県の対応となったため、減額をするものでございます。商工費83万3千円、土木費563万8千円、消防費96万7千円、教育費、534万3千円、災害復旧費160万円、公債費50万円、予備費292万8千円の減額は、それぞれ執行残によるものでございます。第2表繰越明許費の追加は、東日本大震災により書架の製造元が被災し、納品が遅延したため繰り越しをするものでございます。

次に議案第30号は、歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億7,219万4千円とするものでございます。

歳入では、一般会計からの財政安定化支援として、繰入金1億円を計上いたしました。

歳出では、歳入と同額の1億円を保険準備積立基金に計上いたしました。

次に議案第31号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万1千円を追加し、総額を1億3,738万5千円とするものでございます。

歳入の主なものは、年度末に確定した受益者負担金57万7千円の追加計上でございます。

歳出は、積立金58万1千円の追加計上でございます。

以上、5議案、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員(内藤 逸子君) 議案第28号についてですが、国民健康保険税の基礎課税額をそれぞれ1万円上げるとかのところの説明ですが、これは国保税の引き上げにつながるのではないかと思います。なぜ、このことは6月議会ですればいいと私は思うんですが、なぜ専決にするのか、それを説明して下さい。

○税務課長(永友 好典君) 内藤議員の質問にお答えいたします。この件につきましては、町長の提案理由の説明でもあったようにですね、限度額の引き上げにつきまして、3月30日付で国全体の額が決まったということでございまして、川南町の国民健康保険税条例の方もそういうふうに変更をさせていただいたものでありまして、当然この限度額を基礎に7月の国保税の課税の対象には持っていこうというふうには思っておりますけれども、一応国からの限度額引き上げにつきまして、先ほど言いましたように、基礎限度額の現行が50万から51万円、それと、後期高齢者につきましては13万から14万円、介護納付金につきましては、10万円から12万円ということで、昨年度まで73万円が77万円になったということでございます。以上で終わります。

○議員(内藤 逸子君) 町独自の考えではなく、上っていか国が変えられたので変えたっていうことで理解しておきますが、私は町独自の考えも持って欲しいなと思います。

それとですね、今度1億円の繰出金っていうか、基金積立っていうんですか、そのこと、国保税についてありますが、このことは、その、7月の国保税の改訂に当たって引き下げの考えでそういうふうにするのか、お尋ねします。

○町民課長(黒木 秀一君) 内藤議員のご質問にお答えいたします。1億円を国民健康保険の基金に積み立てたわけですけど、できれば今回1億円積めた分についてはですね、来年度、再来年度の方が余計会計上大変苦しくなりますので、できれば24年度25年度にできたらいいかなと思っております。以上です。

○議員(内藤 逸子君) 口蹄疫の補償金とか支援金は、国保税の目的税っていうんですか、対象になるはずなんですよね。だから今年度は税収が増えると私は思うんですよ。最高限度額っていうのが、たくさん納める人が増えるんじゃないかなって思うんですが、そのことでまだ来年度、再来年度っていうのを見越してするのではなくて、現在も高く困ってるんですから、引き下げるような検討もしていただきたいって要望しておきます。

○議長(山下 壽君) 内藤さん、回答はいらんの。ほかに質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 地方、現行の地方自治制度によりますと、町には執行権を、議会には議決権を与え、相互にその権限を均衡させ、それぞれ独断専行を抑制して適正で効率的な行財政の運営の確保を目指す、いわゆる大統領制を採用しているわけですが、例えば予算についてみれば、その編成権と提案権、執行権は町に専属しているが、議会の議決を得なければ施行できない建前がとられて、一方議会はその議会に当たって状況によって修正も否決もできることになっているわけですが、専決処分、この27、28号についてはですね、このまあ、理解できるわけですが、29、30、31についてですね、この、このような町も議会もそれぞれ権限に基づいて役割を果たすのであるが、その根底には、ともに住民の福祉向上という共通の大目的があり、その結果については双方ともに直接住民に責任を負う制度となっているわけですが、この専決処分をした場合、直接責任を負うことができるかどうかを伺います。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員のご質問にお答えしたいと思います。今回専決処分をしたのは、地方自治法第179条に基づきまして、議会を招集する時間がないということに限りましてですね、一応専決をさしていただいたものでございます。同条のですね、第3項によりまして、議会の承認を求めるといことで提案をしたものでございます。以上です。

○議員(児玉 助壽君) これは別にこの臨時議会で専決処分するほどのものでもねえちゅう思うがよ、緊急を要しとるわけでもねえがよ、この6月の議会に上げてもこらあできるわけちゅう思うわけじゃが、こんげなことをしよったらですね、これはもう議会も要らんなるし、あのですね、あの、阿久根市長の専決処分しよったようなこつにならせんかと思うとよね。確かにこの179条、法第179条の規定による1項にあるけんどんよ、ほんでんこの専決処分についてはですね、こら町村長と議会の関係を調整する手段の一つって、して、町村長の専決処分があるけどですね、この、不承認となった場合について、どのようなことになるかは、まあ、あの竹原市長の例もあるこつちやがよ、これはもう専決処分でも、これはこのまま成立するわけじゃがよ。結果的には不承認でも承認しても、この専決処分を認めた意味がねなつとじゃないですか。専決処分を、別に専決処分せんで、こらあ6月の議会に提案して十分に間に合うはずであって、町長がゆうたけんどん、議会と執行部が両輪ち言いよったけん、着かれず離れずとか言いよったけん、こらあ町長のあいさつとは全然そぐわん提案じゃち思わうけんどんね。まあおいがなんをゆうてん、すつと流れちいって専決処分さるつかしらんけんどよ、ま、あんまり専決処分も乱発しないように要望しとくけん、終わります。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員のご質問にお答えしたいと思います。専決をしたのは、平成22年度の予算でございまして、6月にはですね、議決するということはちょっと無理かと思えます。過年度の分になりますので。あくまでも平成22年度分を3月31日付で専決処分をさしていただいたということでございます。以上です。

○議員(児玉 助壽君) そしたら3月の議会ですればよかったこつちやねつね。3月議会に間に合わんちゅうこつちやねえじえねえね、年度末には確定したもんじゃかい。3月30日になんしたやつじ

やったらなんじゃけんどん、じゃったら議員のその、議員の任期は何月何日までね。議員の任期。前議員の任期は何月何日までですか。

○議長(山下 壽君) 児玉議員にお願いします。質問は3問までです。

○議員(児玉 助壽君) 3問目ですわ。

○議長(山下 壽君) いや、そういう取り合いをすると、1問1問になるからですね。

○議員(児玉 助壽君) じゃかい、聞きよつとよ。議員の任期は、ん、4月の30日やったじ、4月の30日まで議会は開催できますよ。

○総務課長(吉田 一二六君) 児玉議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。確かに前議員さんの任期は4月30日まででございます。で、予算の議決に関しましてはですね、3月31日までに議決をするということになっておりますので、4月以降に関しまして、平成22年の分の予算をするということはちょっと不可能というふうに思っております。

○議長(山下 壽君) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第27号「専決処分の承認を求めるについて」(川南町国民健康保険条例の一部改正) 討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号「専決処分の承認を求めるについて」(川南町国民健康保険条例の一部改正)は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第28号「専決処分の承認を求めるについて」(川南町国民健康保険税条例の一部改正) 討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号「専決処分の承認を求めるについて」(川南町国民健康保険税条例の一部改正)は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第29号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町一般会計補正予算(第12号))

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第29号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度

川南町一般会計補正予算(第12号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第30号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第30号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第31号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号))

討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第31号「専決処分の承認を求めるについて」(平成22年度川南町下水道事業特別会計補正予算(第4号))は、原案のとおり承認することに決定しました。

追加日程第18 議案第32号「監査委員の選任について」
を議題とします。地方自治法第117条の規定により、【徳弘美津子】君の退場を求めます。

〔徳 弘 美津子君退場〕

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 提案理由を説明いたします。この議案は、地方自治法第196条第1項の規定により、徳弘美津子氏を監査委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(山下 壽君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

本案は、人事に関する案件でありますから、質疑・討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略して採決します。採決の方法は、無記名投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、11名であります。次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に【林 光政】君及び【川越 忠明】君を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と

記載して投票をお願いします。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。投票用紙の配布漏れはありませんか。配布漏れなしと認めます。投票箱を点検します。異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。順次投票をお願いします。投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これから開票を行います。【林 光政】君及び【川越 忠明】君、開票の立会をお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数11票、そのうち賛成7票、反対4票。以上のとおり、賛成が多数であります。したがって、議案第32号「監査委員の選任について」は、これに同意することに決定しました。議場の出入口を開きます。【徳弘 美津子】君の除斥を解きます。

〔徳弘 美津子君入場〕

ただ今監査委員に選任されました【徳弘 美津子君】をご紹介します。ここで、ごあいさつをいただきます。

○監査委員(徳弘 美津子君) 監査委員として選任いただきまして、まことにありがとうございます。議員になる前、30年ほど事務方ばかりしておりましたので、数字の方はいろいろ見ていきたいと思っております。議会で通ったことをしっかりと監査して、皆さんにわかりやすい会計監査ができればいいなと思っております。2年間よろしく願いいたします。

○議長(山下 壽君)

追加日程第19「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないのでそのように決定しました。

お諮りします。平成23年度の行政上の重要問題について、調査並びに陳情のため上京する議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がないので、議長から指名することにいたします。【河野 幸夫】君、【税田 榮】君、【徳弘 美津子】君、【山下 壽】君。以上の方を指名いたします。

お諮りします。各常任委員会の町内所管事項の調査についてであります。先ほど常任委員会が構成されましたので、その所管事項の調査を5月中に各常任委員会ごとに、3日以内の予定で行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の所管事項の調査については、以上のとおりと決

定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これで、平成23年第4回川南町議会臨時会を閉会します。おつかれさまでした。

なお、引き続き各常任委員会ごとに所管事項の調査について、担当課長等との調整をお願い申し上げます。

午後2時16分閉会
